

○農林水産省、厚生労働省、経済産業省、告示第一号
環境省、商産業省、令第一号) 第四条第五号及び別表第一の七の項の規定に基づき、平成十九年九月七日農林水産省、厚生労働省、経済産業省、告示第三号(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第四条第五号及び別表第一の七の項の規定に基づく主務大臣が定める商品を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十八年三月十五日

財務大臣 麻生 太郎	厚生労働大臣 塩崎 恭久	農林水産大臣 森山 裕
環境大臣 大塚 珠代	農林水産大臣 森山 裕	経済産業大臣 林 幹雄
農林水産大臣 森山 裕	農林水産大臣 森山 裕	農林水産大臣 森山 裕

第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中〔昭和二十八年法律第六号〕を削り、〔酒税法第三条第二号〕を〔同条第二号〕に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 アルコール発酵調味料(次のいずれかに該当するものであつて、酒類(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類をいう。口において同じ。)として飲用することができない処置を施したもの)をいう。)

イ 米、米麹又は果実(果実を乾燥させ若しくは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含む。)の発酵の工程を経て生産されたもの

ロ イに掲げるのに砂糖類、酒類、アルコール(アルコール事業法(平成十二年法律第三十六号)第二条第一項に規定するアルコールをいう。)、酸味料又は果汁その他の調味料を加えて生産されたもの

第二項中「充てんした」を「充填した」に改める。

○農林水産省告示第七百六十九号
環境省、商産業省、令第一号) 第四条第五号及び別表第一の七の項の規定に基づき、平成十九年九月七日農林水産省、厚生労働省、経済産業省、告示第三号(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第四条第五号及び別表第一の七の項の規定に基づく主務大臣が定める商品を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十八年三月十五日

財務大臣 麻生 太郎	厚生労働大臣 塩崎 恭久	農林水産大臣 森山 裕
環境大臣 大塚 珠代	農林水産大臣 森山 裕	経済産業大臣 林 幹雄
農林水産大臣 森山 裕	農林水産大臣 森山 裕	農林水産大臣 森山 裕

第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中〔昭和二十八年法律第六号〕を削り、〔酒税法第三条第二号〕を〔同条第二号〕に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 アルコール発酵調味料(次のいずれかに該当するものであつて、酒類(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類をいう。口において同じ。)として飲用することができない処置を施したもの)をいう。)

イ 米、米麹又は果実(果実を乾燥させ若しくは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含む。)の発酵の工程を経て生産されたもの

ロ イに掲げるのに砂糖類、酒類、アルコール(アルコール事業法(平成十二年法律第三十六号)第二条第一項に規定するアルコールをいう。)、酸味料又は果汁その他の調味料を加えて生産されたもの

第二項中「充てんした」を「充填した」に改める。

○農林水産省告示第七百七十号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月十五日

農林水産大臣 森山 裕	農林水産大臣 森山 裕	農林水産大臣 森山 裕
農林水産大臣 森山 裕	農林水産大臣 森山 裕	農林水産大臣 森山 裕
農林水産大臣 森山 裕	農林水産大臣 森山 裕	農林水産大臣 森山 裕

第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中〔昭和二十八年法律第六号〕を削り、〔酒税法第三条第二号〕を〔同条第二号〕に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 アルコール発酵調味料(次のいずれかに該当するものであつて、酒類(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類をいう。口において同じ。)として飲用することができない処置を施したもの)をいう。)

イ 米、米麹又は果実(果実を乾燥させ若しくは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含む。)の発酵の工程を経て生産されたもの

ロ イに掲げるのに砂糖類、酒類、アルコール(アルコール事業法(平成十二年法律第三十六号)第二条第一項に規定するアルコールをいう。)、酸味料又は果汁その他の調味料を加えて生産されたもの

第二項中「充てんした」を「充填した」に改める。

○農林水産省告示第七百七十一号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月十五日

農林水産大臣 森山 裕	農林水産大臣 森山 裕	農林水産大臣 森山 裕
農林水産大臣 森山 裕	農林水産大臣 森山 裕	農林水産大臣 森山 裕
農林水産大臣 森山 裕	農林水産大臣 森山 裕	農林水産大臣 森山 裕

第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中〔昭和二十八年法律第六号〕を削り、〔酒税法第三条第二号〕を〔同条第二号〕に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 アルコール発酵調味料(次のいずれかに該当するものであつて、酒類(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類をいう。口において同じ。)として飲用することができない処置を施したもの)をいう。)

イ 米、米麹又は果実(果実を乾燥させ若しくは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含む。)の発酵の工程を経て生産されたもの

ロ イに掲げるのに砂糖類、酒類、アルコール(アルコール事業法(平成十二年法律第三十六号)第二条第一項に規定するアルコールをいう。)、酸味料又は果汁その他の調味料を加えて生産されたもの

第二項中「充てんした」を「充填した」に改める。